破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第７４号
埼玉県新座市西堀２丁目１番24号
破産者　相川　聡一
１　破産債権の届出期間　平成24年８月29日まで
２　一般調査期日　平成24年９月10日午前10時15分
平成24年８月１日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１９号
宮崎市恒久４丁目２番地２　畠中ハイツ303号
破産者　野中　良子
１　破産債権の届出期間　平成24年９月10日まで
２　一般調査期日　平成24年10月19日午前11時45分
平成24年８月３日　宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１６２４号
大阪市中央区島之内２丁目９番２号　206
破産者　黒瀬　直彦
１　破産債権の届出期間　平成24年９月13日まで
２　一般調査期日　平成24年10月22日午後２時
平成24年８月２日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７号
岩手県奥州市水沢区花園町１丁目２番15号、清算人住所岩手県花巻市鍛治町４番４号
破産者　有限会社鎌田新聞店
１　破産債権の届出期間　平成24年９月14日まで
２　一般調査期日　平成24年10月12日午前10時10分
平成24年８月３日　盛岡地方裁判所花巻支部

破産管財人選任

平成２４年（フ）第１４０号
大阪市平野区加美東６丁目10―７、住民票上の住所奈良市法蓮町399番地の９
破産者　大阪王将法蓮店こと　金岡　奉彦
次の者を破産管財人に選任した。
破産管財人　弁護士　栗須　直樹
平成24年７月31日　奈良地方裁判所

債権者集会等の期日

平成２１年（フ）第８９８３号
東京都葛飾区堀切３丁目21番16号
破産者　株式会社杉建設
債権者集会・債権調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月２日午前10時30分
平成24年８月１日
東京地方裁判所民事第20部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第２０６号
山口市小郡上郷3778番地１
破産者　西川建設工業株式会社
異議申述期間　平成24年９月４日まで
平成24年８月２日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４号
石川県鳳珠郡能登町字松波10字46番地
破産者　大坪　進二
異議申述期間　平成24年10月２日まで
平成24年８月３日　金沢地方裁判所輪島支部

平成２４年（フ）第１１号
石川県鳳珠郡能登町字松波10字７番地
破産者　土幸　達雄
異議申述期間　平成24年10月２日まで
平成24年８月３日　金沢地方裁判所輪島支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第６９５３号
兵庫県西宮市上甲東園１丁目４―41―406
破産者　星野みゆき
免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
平成24年８月３日
東京地方裁判所民事第20部

免責審尋期日

平成２４年（フ）第５４２１号
東京都品川区西五反田２丁目10―８―407
破産者　鮫島富士男
審尋期日　平成24年11月６日午後１時30分
平成24年８月２日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第３００１号
川崎市高津区久地853番地１
清算株式会社　玉川フーズ株式会社
代表清算人　板井　典子
１　決定年月日　平成24年７月30日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
横浜地方裁判所川崎支部民事部

特別清算協定認可

平成２３年（ヒ）第３号
静岡県富士市蓼原８番地
清算株式会社　株式会社八木鉄工所
代表清算人　岡田　弘志
１　決定年月日　平成24年７月31日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。
具体的には、別紙弁済予定表記載のとおり支払う。
但し、弁済日までに発生する必要経費等の控除により若干の変動はありうる。
２　協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
静岡地方裁判所富士支部

監 督 命 令

平成２４年（再）第１号
埼玉県所沢市緑町２丁目７番６―601号　佐藤ビル
再生債務者　佐藤　恒雄
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　埼玉県川越市菅原町３―６　新井賢治法律事務所　弁護士　新井　賢治
平成24年８月１日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（再）第８０号
大阪府大阪市北区神山町１番３号　新扇町ビル
再生債務者　クレスト・インベストメンツ株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都港区赤坂１―12―32　アーク森ビル29階　西村あさひ法律事務所　弁護士　大貫　裕仁
平成24年７月31日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第８４号
東京都葛飾区東金町５丁目15番２号
再生債務者　かみむら化学株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都千代田区大手町２丁目２番１号　新大手町ビル２階242区　安部・向畑・鈴木法律事務所　弁護士　安部　祐志
平成24年８月１日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第１号
岡山市北区下中野348番地の103
再生債務者　三洋エンジニアリング株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　岡山市北区弓之町10番20号テミス弓之町２階　つばさ法律事務所　弁護士　石川　敬之
平成24年７月31日
岡山地方裁判所第３民事部

再生手続開始

平成２４年（再）第８３号
東京都新宿区中落合４丁目24番12号
再生債務者　鈴木　理明
１　決定年月日時　平成24年８月１日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年８月31日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年９月28日から平成24年10月５日まで
東京地方裁判所民事第20部